

岩沼市営住宅条例の一部を改正する条例

岩沼市営住宅条例（平成 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項第 5 号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ウ中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。